

## 会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類

(株式会社ホノルルコーヒージャパンとの吸収分割について)

株式会社フジオフードシステム

2020 年 2 月 28 日

## 会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類

(株式会社ホノルルコーヒージャパンとの吸収分割について)

大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号

株式会社フジオフードシステム

代表取締役社長 藤尾 政弘

株式会社フジオフードシステム（以下「当社」といいます。）は、2020 年 2 月 14 日付で、株式会社ホノルルコーヒージャパン（以下「本承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、本承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項を以下のとおり開示いたします。

### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

#### (1) 本承継会社が本吸収分割に際して当社に対して交付する株式の数についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される本承継会社の株式の数については、当社が本承継会社の発行済株式の全てを所有しており、かつ、本吸収分割に際して発行される本承継会社の株式は全て当社に対して交付されることから、これを任意に定めることができるものと解されるところ、当社は、本承継会社との協議により 3,000 株と決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (2) 本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額は、本承継会社の財務状況その他の事情を総合的に考慮した上で、会社計算規則に従って決定したものであり、相当であると判断しております。

### 3. 本承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

#### (1) 本承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号

イ)

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 本承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第183条第4号ハ)
- ① 本承継会社は、2020年2月14日付の本承継会社の取締役会において、資本金の額を2億円から1,000万円へと減少させる旨の決議をしております(効力発生日は2020年4月1日)。
- ② 本承継会社は、2020年2月14日、株式会社はらドーナッツとの間で、承継会社を吸収合併存続会社、株式会社はらドーナッツを吸収合併消滅会社とする合併契約を締結しております(効力発生日は2020年7月1日)。
4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第5号イ)  
該当事項はありません。
5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び本承継会社の債務(当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 当社の債務の履行の見込み

本承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日(2020年7月1日)後における当社企業集団の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本承継会社の債務(当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込み

本承継会社の会社成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日(2020年7月1日)後における本承継会社の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の本承継会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、本承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

## 別紙 1 吸収分割契約の内容

### 吸収分割契約書

株式会社フジオフードシステム（以下「甲」という。）及び株式会社ホノルルコーヒージャパン（以下「乙」という。）は、2020 年 2 月 14 日付で、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲が店舗運営に関する事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第 3 条に定める意味を有する。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

#### 第 2 条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

##### (1) 吸収分割会社

商号：株式会社フジオフードシステム

住所：大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号

##### (2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ホノルルコーヒージャパン

住所：大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号

#### 第 3 条 （承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2019 年 12 月 31 日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務に、本効力発生日（第 6 条に定める意味を有する。）の前日までの増減を加除した権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て免責的債務引受の方法による。

#### 第 4 条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式 3,000 株を交付する。

#### 第 5 条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

#### 第 6 条 （効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020 年 7 月 1 日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第 7 条 （競業禁止義務）

甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業避止義務を負わない。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（合併）

甲及び乙は、乙及び株式会社はらドーナッツが、2020年7月1日をその効力が生ずる日とし、乙を吸収合併存続会社、株式会社はらドーナッツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（但し、当該吸収合併に際して、乙は株式会社はらドーナッツの株主に対して何らの対価を交付しない。）を行う予定であることを確認する。

#### 第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第9条に定める乙と株式会社はらドーナッツの吸収合併契約の効力が発生すること及び法令に定める関係官庁等の承認、許認可等が得られることを条件として、その効力を生ずるものとする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として、本契約の正本 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 2 月 14 日

甲 大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号  
株式会社フジオフードシステム  
代表取締役社長 藤尾 政弘

乙 大阪府大阪市北区菅原町 2 番 16 号  
株式会社ホノルルコーヒージャパン  
代表取締役社長 藤尾 政弘

別紙 2 本承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 監査報告書

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年2月22日

株式会社ホノルルコーヒージャパン

監査役

野村 裕司 

# 株式会社ホノルルコーヒージャパン

## 第8期事業報告

(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)

### 1. 当会計年度の事業の現況

当社はハワイ州コナ地区でしか収穫できない選り抜かれたコーヒー豆を熟練の技を持つローストマイスターが腕によりを掛けて焙煎した最高峰のコナコーヒー専門チェーン、「ホノルルコーヒー」を日本全国の主要都市に展開する目的のため、設立されました。

設立8年目となる当会計年度においては、既存店舗の業績改善を目的とした販売促進施策の導入や、新たなドリンクメニューの開発、全社レベルでのコスト削減を行う一方、業績不振店舗2店舗、及び商業施設店舗における定期借家契約の満了により1店舗、合計3店舗の閉店を行いました。

ハワイ産のコナコーヒーだけでなく、ハワイに滞在しているような心が落ち着くヴィンテージアロハな空間など、他のコーヒーチェーンとは違う独自の世界観を演出することで差別化を図り、多くのお客様から大きな支持を頂く事が出来ております。

当会計年度においては、全ての店舗におけるサービス向上を目的とした人材育成の強化を行いました。一方、不採算店舗においては閉店を行いました。

以上の結果、当会計年度の業績は売上高 1,234,470 千円、営業利益 14,952 千円、経常利益 10,253 千円、当期純利益△7,023 千円となりました。また、当会計年度末の店舗数は18店舗であります。

### 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

| 区分           | 平成29年度<br>(第6期) | 平成30年度<br>(第7期) | 令和元年度<br>(第8期) |
|--------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 売上高          | 1,391,282       | 1,386,459       | 1,234,470      |
| 経常利益及び損失(△)  | △18,112         | 39,793          | 10,253         |
| 当期純利益及び損失(△) | △105,401        | 8,929           | △7,023         |
| 総資産          | 859,343         | 743,490         | 642,013        |
| 純資産          | △243,163        | △234,233        | △241,257       |

3. 当会計年度末の店舗数の状況

| NO | 店名              | 住所                                          | 席数    |
|----|-----------------|---------------------------------------------|-------|
| 1  | 赤坂見附店           | 東京都港区赤坂 3-9-18<br>赤坂見附 KITAYAMA ビル 1 F      | 30 席  |
| 2  | ららぽーと横浜店        | 神奈川県横浜市都筑区池辺町 4035-1<br>ららぽーと横浜 3 F         | 60 席  |
| 3  | グランフロント大阪店      | 大阪府大阪市北区大深町 4-20                            | 35 席  |
| 4  | MARK IS みなとみらい店 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-5-1<br>MARK IS みなとみらい 4 F | 64 席  |
| 5  | 麻布十番店           | 東京都港区麻布十番 2-14-2 イデア麻布十番                    | 60 席  |
| 6  | イオンモール幕張新都心店    | 千葉県千葉市美浜区豊砂 1-1<br>グランドモール 2 F              | 53 席  |
| 7  | イクスピアリ店         | 千葉県浦安市舞浜 1-4 イクスピアリ 3 F                     | 42 席  |
| 8  | 道頓堀店            | 大阪府大阪市中央区道頓堀 1-6-15<br>ドウトンビル 1 F           | 84 席  |
| 9  | 三井アウトレットパーク入間店  | 埼玉県入間市宮寺 3169-1 イーストプラザ 1 F                 | 100 席 |
| 10 | 三宮店             | 兵庫県神戸市中央区北長狭通 1-8-3<br>エンジェル松浦              | 53 席  |
| 11 | グランツリー武蔵小杉店     | 神奈川県川崎市中原区新丸子東 3-1135                       | 14 席  |
| 12 | イオンモール岡山店       | 岡山県岡山市北区下石井 1-2-1<br>イオンモール岡山               | 105 席 |
| 13 | ららぽーと富士見店       | 埼玉県富士見市山室 1-1313<br>ららぽーと富士見 1 F            | —     |
| 14 | イオンモール草津店       | 滋賀県草津市新浜町 300<br>イオンモール草津 1 F               | 52 席  |
| 15 | 三井アウトレットパーク幕張店  | 千葉県千葉市美浜区ひび野 2-6-1                          | 86 席  |
| 16 | 池袋東武店           | 東京都豊島区西池袋 1-1-25<br>スパイス池袋東武 1 1 F          | 56 席  |
| 17 | KITTE 博多店       | 福岡県福岡市博多区博多駅中央街 1-1 B1 階                    | 57 席  |
| 18 | ららぽーと平塚店        | 神奈川県平塚市天沼 10-1 ららぽーと平塚 1 階                  | 69 席  |
|    |                 |                                             |       |